

新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策及び持続可能な社会づくりの推進を図るため、太陽光発電設備又は定置用蓄電池を設置する者に対し、予算の範囲内において、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新発田市補助金等交付規則(昭和33年新発田市規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (2) 定置用蓄電池 太陽光発電設備又は燃料電池等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器のうち、容易に持ち運びができるポータブル型を除く定置型のものをいう。

(補助金の対象設備等)

第3条 補助金は、太陽光発電設備又は定置用蓄電池を設置する者に交付する。

2 補助金の対象となる太陽光発電設備は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の屋根等に設置する太陽光発電設備で、低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。
- (2) 太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けたものであること。

(3) 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力（日本産業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽光発電システム用パワーコンディショナの定格出力をいい、複数のパワーコンディショナを設置する場合は系列ごとに当該値を合計した数値とする。）のいずれか小さい方の値が 10 キロワット未満であること。

(4) 未使用品であること。

3 補助金の対象となる定置用蓄電池は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅又は住宅の敷地に設置し、容易に取り外すことが困難なものであること。

(2) 「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業」の対象品として認証を受けたものであること。

(3) 第 3 条第 2 項第 3 号に定める太陽光発電設備と接続するものであること。

(4) 未使用品であること。

（補助対象者等）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、前条第 1 項に規定するほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 実績報告提出日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 自らが居住し、又は居住する予定の住宅（本市に所在する住宅であって、店舗等との併用住宅である場合は、居住部分の床面積が住宅の床面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）又は当該住宅の敷地（以下「住宅等」という。）に太陽光発電設備又は定置用蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置しようとする者であること。

(4) 太陽光発電設備等を設置しようとする住宅等の所有者が補助対象者以外の者（補助対象者との共同所有である場合を含む。）である場合は、書面により当該所有者の承諾を得ていること。

(5) 太陽光発電設備等の設置工事の全部又は一部を本市に本社又は営業所等がある事業者が発注を行う者であること。

2 太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の3月15日までに電力会社と電力供給契約を締結しなければならない。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者又は同一の住宅等につき、太陽光発電設備に係る補助金又は定置用蓄電池に係る補助金の区分毎に、それぞれ1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 5万円に太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の値のいずれか小さい方の値（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満を切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨てる。）

(2) 定置用蓄電池 3万円に蓄電容量（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満を切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨てる。）

2 前項の規定にかかわらず、太陽光発電設備に係る補助金の上限は15万円、定置用蓄電池に係る補助金の上限は12万円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助金の交付申請は、太陽光発電設備等の工事に着手する前に行わなけれ

ばならない。

- 3 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付申請の手続を、第三者に委任することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査の上、補助金を交付すると決定したときは、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて、補助金の交付について条件を付すことができる。

(工事内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定対象者」という。）は、前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後に、申請内容に変更（軽微な変更を除く。）があったときは、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業変更届（別記第4号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(工事の中止等)

第9条 交付決定対象者は、太陽光発電設備等の工事を中止するときは、速やかに新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業中止届出書（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該太陽光発電設備等に係る補助金の交付を取り消し、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定対象者は、太陽光発電設備等の工事が完了したときは、当

該工事が完了した日から30日が経過する日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査の上、新発田市住宅用再生可能エネルギー等導入支援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該報告者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 「新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付要綱」（平成25年4月1日施行）は廃止する。

別表第1（第6条関係）

区 分	添付書類
太陽光発電設備・定 置用蓄電池共通	(1) 市税の納税証明書 (2) 太陽光発電設備等を設置する予定の住宅の位置図

	<p>(3) 太陽光発電設備等を設置する予定の住宅又は敷地の現況を示すカラー写真</p> <p>(4) 太陽光発電設備等を設置しようとする住宅等の所有者が補助対象者以外の者(補助対象者との共同所有である場合を含む。)である場合は、当該所有者の承諾書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光発電設備	<p>(1) 太陽光発電設備を設置する予定箇所(新築の場合は敷地)の現況を示すカラー写真</p> <p>(2) 建築工事請負契約書の写し(住宅の新築により申請する場合)又は太陽光発電設備の設置工事請負契約書の写し(既存の住宅で申請する場合)</p> <p>(3) 仕様書(構成機器の型式、規格及び数量等が確認できるもの)</p>
定置用蓄電池	<p>(1) 定置用蓄電池を設置する予定箇所の現況を示すカラー写真</p> <p>(2) 建築工事請負契約書の写し(住宅の新築により申請する場合)又は定置用蓄電池の設置工事請負契約書の写し(既存の住宅又は当該住宅の敷地で申請する場合)</p> <p>(3) 仕様書(構成する機器の型式、規格及び定置用であること等が確認できるもの)</p>

別表第2 (第10条関係)

区分	添付書類
太陽光発電設備	<p>(1) 太陽光発電設備を構成する機器の設置状況が確認できるカラー写真</p> <p>(2) 太陽光発電設備の工事に係る領収書の写し</p> <p>(3) 領収書の内訳が分かる書類</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類 (5) 本市に本社又は営業所等がある事業者が工事を行ったことが分かる書類 (6) その他市長が必要と認める書類
定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定置用蓄電池の設置状況が確認できるカラー写真 (2) 定置用蓄電池の工事に係る領収書の写し (3) 領収書の内訳が分かる書類 (4) 本市に本社又は営業所等がある事業者が工事を行ったことが分かる書類 (5) その他市長が必要と認める書類